

# 「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」の一部改正案の概要

## 1 現行通知の概要

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）において、遺伝子組換え植物の輸入、流通、栽培など、環境中への拡散を防止せずに行う使用等は「第一種使用等」と規定されており、第一種使用等をしようとする者は、その使用等に関する規程（第一種使用規程）を定め、これを農林水産省及び環境省に申請する必要がある。当該申請があった際には、両省は、生物の多様性への影響について科学的な評価を行い、影響が生ずるおそれがないと判断された場合に、その使用等を承認している。

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」（平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知。以下「通知」という。）は、この「第一種使用規程」の承認の申請に当たっての、申請の手續や申請書の内容等について定めたものである。

## 2 改正の趣旨

通知では、第一種使用規程の承認を申請しようとしている遺伝子組換え植物が、「実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見が得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない」場合には、「第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすること」と規定されている。

ただし、「我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかな」場合として、条件を満たす遺伝子組換えトウモロコシについて、例外的にこの対象外と定めており、今回の改正では、条件を満たす遺伝子組換えワタについて、追加して規定するものである。

## 3 改正の内容

通知第3の1の（6）に、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかな遺伝子組換え植物として、以下の①及び②の要件を満たす核酸又はその複製物を有するワタを追加する。

- ① 査読を受けた論文の公表や関連する国の検討会等での複数の専門家による共通認識等により、作用機序が明らかであると認められるもの
- ② 当該核酸又はその複製物により付与される性質が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が、既に第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換えワタの生物多様性影響と同程度以下と認められるもの